

議案第18号

大野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

令和6年3月26日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

こども支援課の事務分掌に所要の改正を行うため

大野市教育委員会規則第 号

大野市教育員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大野市教育員会事務局組織規則（平成 8 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第 8 条関係）		別表第 2（第 8 条関係）	
課等	事務分掌	課等	事務分掌
こども 支援課	1～5 略 <u>6 要保護児童対策地域協議会に関すること。</u> 7 <u>こども家庭センターに関すること。</u> 8～15 略 <u>16 母子保健の向上に向けた措置に関すること。</u>	こども 支援課	1～5 略 <u>6 子ども家庭総合支援拠点（要保護児童対策を含む。）に関すること。</u> 7 <u>子育て世代包括支援センターに関すること。</u> 8～15 略

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○大野市教育委員会事務局組織規則（抜粋：改正箇所 **別表第2**）

平成8年3月19日

教委規則第4号

大野市教育委員会事務局組織及び職員の職に関する規則（昭和58年教委規則第3号）の全部を改正する。

別表第2（第8条関係）

課等	事務分掌
教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局職員その他の教育機関の職員の人事に関する事。 2 教育委員会の会議に関する事。 3 学校教育審議会に関する事。 4 教育委員会に関する条例、規則、規程等に関する事。 5 教育委員会の権限に関する事務の点検・評価に関する事。 6 公印の管守に関する事。 7 小・中学校及び幼稚園の設置及び廃止に関する事。 8 教職員の人事、給与その他勤務に関する事。 9 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 10 小・中学校及び幼稚園の組織、学級編制、教育課程、大野市立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第7号）に定める事項、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。 11 小・中学校及び幼稚園の施設その他教育施設の整備及び維持管理に関する事。 12 学校給食に関する事。 13 校長、幼稚園長、教職員及び幼稚園教諭の指導及び研修に関する事。 14 特別支援教育及び心身障害児就学支援に関する事。 15 児童生徒の就学援助に関する事。 16 教育財産の取得及び処分に関する事。 17 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。 18 教科書その他の教材の取扱いに関する事。

	<p>1 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</p> <p>2 0 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。</p> <p>2 1 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。</p> <p>2 2 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>2 3 事務局及び市長部局との連絡調整に関すること。</p> <p>2 4 事務局の庶務に関すること。</p>
こども支援課	<p>1 地域子ども・子育て支援に関すること。</p> <p>2 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>3 児童手当に関すること。</p> <p>4 子ども医療及び未熟児養育医療に関すること。</p> <p>5 地域子育て支援センターに関すること。</p> <p>6 子ども家庭総合支援拠点（要保護児童対策を含む。）に関すること。</p> <p style="text-align: center;">要保護児童対策地域協議会に関すること。</p> <p>7 子育て世代包括支援センターに関すること。</p> <p style="text-align: center;">こども家庭センターに関すること。</p> <p>8 結婚支援に関すること。</p> <p>9 保育所及び認定こども園に関すること。</p> <p>1 0 児童館の管理運営に関すること。</p> <p>1 1 児童デイサービスセンターに関すること。</p> <p>1 2 母子、父子及び寡婦の福祉に関すること。</p> <p>1 3 児童扶養手当に関すること。</p> <p>1 4 助産の実施及び母子保護の実施に関すること。</p> <p>1 5 保育所、認定こども園等の運営を行う社会福祉法人の指導監査に関すること。</p> <p>1 6 母子保健の向上に向けた措置に関すること。</p>